

令和7年度 真颯館高等学校いじめ防止基本方針

令和7年3月31日

本校のいじめ基本方針は、平成25年の施行された「いじめ防止対策推進法」第13条及び第22条の規定を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものであるが、平成29年3月14日国の基本方針の改定、平成30年2月16日県の基本方針の最終改定を受け、平成30年3月31日に改定したものを新たな「真颯館高等学校いじめ防止基本方針」として定める。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

○いじめの定義 いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、生徒に関わる大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。そのために、事実を認知した場合一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的・計画的に対応する。また、関係機関や地域とも日頃から情報共有するなど積極的に連携を行っていく。

本校学校教育全体を通して、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、安心して過ごせる学校づくりを目指していく。

本校教職員についても、基本理念に則り、在籍生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を積極的に図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むことができるよう、情報交換の場や研修の機会を計画的に設定し、評価を行う。

2 いじめの予防（未然防止のための取組等）

いじめ問題への対応では、未然に予防することが重要で、学校においては教育活動全般を通して生徒の規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることがいじめの未然防止（予防）に深く関連している。

また、生徒が自分の学級や学年を離れ自主的、自発的な参加による部活動の教育的意義である人間関係の形成や自己肯定感などの育成・向上が達成されるよう、部活動指導を通じて、部室の管理及びいじめ等の発生防止を含めた適切な指導を図る。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的考え方

いじめ問題を解決するための最も重要なポイントは早期発見・早期対応である。いじめは目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われることが多いことを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかという疑いをもって積極的に関りをもち、いじめを隠したり軽視することなく認知することが必要である。

そして情報を確実に共有し速やかにまた継続的に指導を行うことが重要である。

(2) いじめの早期発見のための措置

日頃から生徒の言葉や表情など、言動に留意するとともに、小さなサインの発見やアンケートの実施等により早期発見に努める。もし、いじめが発生した場合は被害生徒加害生徒だけでなく傍観者に対する対応や指導を適切に行う。また保護者や関係機関にも速やかに連絡して理解と協力を得て、問題解決を図る。

特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

- ① いじめを人権問題（いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある）としてとらえ、学校教育全体を通して「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ② いじめの認知は、特定の教職員のみでなく「いじめ防止対策委員会」を活用して行う。
- ③ けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- ④ 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や、心身の苦痛を感じていても周囲の反応を恐れていじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。

⑤ インターネットや SNS 等を利用した誹謗中傷やいじめに対して適切に対応する。

(2) いじめの発見、通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴した上で、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保しつつ、関係生徒から事情を聴きとるなどして事実関係の把握を行い、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。いじめと疑いのある事案を把握した段階で「いじめ防止対策委員会」に報告し、事実確認を行うとともに、主管課へ管理職が第一報をいれる。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認められるときには、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署へ通報し、適切な援助を求める。

また、部活動内でのいじめや生徒指導上の諸問題を部活動内に留めることなく、「いじめ防止対策委員会」等で情報共有し、適切な対応を組織的に行う。本対応については、部活動指導員、非常勤講師等にも周知する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。その際個人情報の取扱い等十分に留意して行う。いじめを確認した場合、家庭訪問等により迅速に保護者に事実関係を連絡する。生徒や保護者に対して徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに当該生徒のも守りを行う等安全を確保する。いじめを受けた生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境の確保を行う。必要に応じて、外部の専門家の協力を得る。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒から事実関係の聴取した上で速やかに保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得た上で当該生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、人格の成長に主眼を置いて問題の再発を防ぐための教育的配慮に基づいた指導を、保護者の協力、必要に応じて外部専門機関との連携のもと、毅然とした対応を組織的に行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒の対しては、自分の問題として捉える当事者意識の育成に努め、学級や集会において、いじめは絶対に許されない行為であること、根絶しようとする態度を養成する。その上で、全ての生徒が集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団作りを目指す。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については直ちに削除する措置をとる。

学校単独で対応することが困難と判断した場合には、必要に応じて法務局や警察に協力を求める。学校において情報モラル教育を進めるとともに保護者にも協力を求める。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。この判断は、「いじめ防止対策委員会」にて校長が行う。

1 いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、理事長又は「いじめ対策防止委員会」の判断により、より長期の期間を設置するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※ 「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

- ① 学校は重大事態が発生した場合、その事態への対処及び同種の事態発生の防止に資するため、速やかに「いじめ防止対策委員会」に重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織を設け質問票の使用やアンケートの実施等適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 学校は、主管課を通して福岡県知事へ事態発生について報告する。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査を行ったときは、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等をいじめを受けた生徒やその保護者へ適切に提供する。

学校は、主管課を通じて県知事へ調査結果及び防止策について報告する。この際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添える。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法 第22条に係る組織の役割と機能

- ・いじめ防止等の基本的な方針の策定や見直しを行う。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の企画及び計画の進捗状況の検証を行う。
- ・いじめ防止の学校及び各分掌の取組状況とその有効性の検証を行う。
- ・教職員の資質向上のための校内研修の年間計画の企画を行う。
- ・いじめ問題発生時・発見時の初期対応

(3) 構成員

委員長 校長

委員 副校長 教頭 教務部長 生徒指導部長 教育支援

生徒会・工友会チーフ 各学年主任 養護教諭

スクールカウンセラー 必要に応じて関係する教職員

年間指導計画

月	行事	取組内容
4	・始業式 ・入学式 ・新入生オリエンテーション ・新入生宿泊研修 ・学年集会	・個人面談による生徒の実態把握 ・教育支援による情報共有会議 ・1年生性格診断テストの実施

5	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生家庭訪問 ・第1回いじめ防止対策委員会 ・学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談による生徒の実態把握 ・いじめ防止の年間の取組みについて検討
6	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ実態調査（全校） ・LHR ・学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート調査（全校）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談 ・クラスマッチ ・学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭生活の状況確認 ・職員研修
8	<ul style="list-style-type: none"> ・中高連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み中の生活状況の確認と情報交換会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・学年集会 ・LHR 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談による夏休み中の実態把握
10	<ul style="list-style-type: none"> ・学年集会 ・LHR ・スポーツ大会 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・学年集会 ・文化祭 ・第1回いじめ実態調査（全校） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート調査（全校）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・学年集会 ・保護者会 ・第2回いじめ防止対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・1, 2学期を振り返って
1	<ul style="list-style-type: none"> ・学年集会 ・LHR 	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業明けの生徒情報交換会
2	<ul style="list-style-type: none"> ・学年集会 ・修学旅行（2年生） 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修
3	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめ防止対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の反省と来年度に向けての方針

(4) いじめ防止対策推進法第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

① 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- ② 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
- ③ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。